宮城県住宅供給公社

県営住宅応募の手引き
（令和８年度）

1　県営住宅とは、**住宅に困っている方の公的な賃貸住宅**です。
（したがって、入居される方の**所得制限**があります。また、家賃を低れんにするために**税金**が投入されて管理運営されています。）
2　県税等を滞納していないことが必要です。
3　申込みは、1世帯1住戸で**郵送**のみ有効です。**（郵便消印日に注意願います。）**
4　入居契約には、**原則として連帯保証人（所得のある方）**が１名必要です。
5　入居契約までに、**敷金（家賃3か月分）、保証金（駐車場使用料3か月分）等**の納付が必要です。
6　浴槽・風呂釜が設置されていない住宅では、**自己負担での設置**となります。
7　申込みにあたっては、住宅応募の手引き及び定期募集住宅一覧表等をよくご覧のうえお申込みください。
単身で入居される場合は、単身入居の資格要件（5ページ）をご確認ください。

主な募集スケジュール（変更になる場合があります）

募集月	定期募集住宅 一覧表等の配布	申込受付期間 （最終日の郵便消印有効）	抽選日	入居可能日
6月	6月1日(月)	6月1日(月)～12日(金)	6月24日(水)	7月31日(金)
9月	9月1日(火)	9月1日(火)～12日(土)	9月25日(金)	10月30日(金)
12月	12月1日(火)	12月1日(火)～12日(土)	12月22日(火)	1月29日(金)
3月	3月1日(月)	3月1日(月)～12日(金)	3月23日(火)	4月30日(金)



※問い合わせ先は裏表紙をご覧下さい。

目　次

目　次	ページ
1　県営住宅への申込み	
（1）申込みから入居までの流れ	P１～２
（2）申込みの手順について	P３
2　申込資格	
（1）申込資格確認フローチャート	P４
（2）県営住宅の資格要件（募集区分）	P５
（3）〃（特殊事情）	P６
（4）〃（所得基準）	P７
3　月額所得	
（1）月額所得の算出について	P８～12
（2）月額所得の算出例	P13
4　その他	
（1）抽選に際しての優遇措置	P14
（2）申込用紙等の記入例	P15～16
（3）主な市町の県営住宅分布図	P17～18

申込みから入居までの流れ

1 申込みから抽選まで

申込受付（郵送のみ）

申込書に必要事項を記入のうえ、郵送で申し込みます。

※ 次のような方は申し込まれても失格となりますのでご注意願います。

①
重複して申込んだ場合
②
受付期間を過ぎて申込みをした場合
③
記載内容が不明瞭な場合
④
申込資格要件 P4～P7 に該当しない場合

抽選番号通知

受付者全員にハガキで抽選番号を通知します。

※申込みの際、通知用のハガキに85円切手を貼り忘れないようお願いします。

抽選会

抽選は公開で行います。抽選会は欠席されても当落には関係ありません。

抽選結果は以下の方法でお知らせします。

①
抽選結果通知書（ハガキ）
②
公社内掲示板
③
公社ホームページ

仮当選

落選

仮当選通知

入居資格確認の日時・場所を通知します。

抽選結果通知（ハガキ）は申込者全員に送付します。

名簿登録

申込みしていた住宅の仮当選の方が辞退した場合等に公社から登録順（P14）に住宅を斡旋する連絡をいたします。

失効

次回募集へ

次回の定期募集月の前月１日まで、斡旋する連絡が無かった場合は、再度申込み願います。

受付期間	発送日	抽選日	発送日
6月1日～12日	6月18日	6月24日	6月25日
9月1日～12日	9月17日	9月25日	9月28日
12月1日～12日	12月17日	12月22日	12月23日
3月1日～12日	3月17日	3月23日	3月24日

3 県営住宅に入居するに当たって

次のような重大なルール及びマナー違反は、退去事由となります。

(1) 家賃の滞納
(2) 動物飼育・餌付け
(3) 違法・迷惑駐車
(4) 騒音





2 仮当選から入居まで

入居資格確認

仮当選した方は、入居にあたって資格の審査を行います。

※ 入居資格のない方は失格となりますのでご注意願います。

契約書類発送

契約の締結に必要な書類を送付します。

入居説明会契約締結

契約手続きや入居に関しての注意事項などを説明します。

※入居契約時には、下記「4入居契約について」に記載の各種手続きが必要となります。

入 居

※入居可能日から7日以内に入居していただきます。

鍵の引き渡しは、入居可能日以降となります。



ご注意願います！！

仮当選を放棄したり、斡旋の辞退をした場合は、多数回落選カウントが「0」へ戻ります。
※多数回落選カウントについては、P14 をご確認下さい。

資格確認	発送日	入居説明	入居予定日
7月3・6・7日	7月14日	7月23・24日	7月31日
10月5日～7日	10月16日	10月23・27日	10月30日
1月5日～7日	1月15日	1月22・26日	1月29日
4月5日～7日	4月16日	4月23・27日	4月30日

※入居予定日は変更になる場合があります。

4 入居契約について

入居契約には次の手続きが必要となります。

必要

(1) 連帯保証人(所得のある方)が原則として1名必要です。
※連帯保証人を立てられない方は、お問い合わせください。
※既に他の県営住宅入居者の連帯保証人となっている方を、連帯保証人とすることはできません。

(2) 敷金(家賃の3か月分)及び保証金(駐車場使用料3か月分)と入居月の日割家賃及び日割使用料の納付が必要です。
※これらは契約までに納付していただくことになります。

(3) 単身世帯での入居の場合は身元引受者も必要となります。

申込みの手順について

Step1　資格要件の確認

●４ページの**「申込資格確認フローチャート」**で申込資格があるかどうかを確認します。
※６ページの「県営住宅の資格要件（特殊な事情等がある場合）」も確認してください。

●別紙の**「定期募集住宅一覧表」**から申込みする住宅を選びます。このとき、５ページの**「県営住宅の資格要件（募集区分）」**を見て募集区分とその資格要件を確認します。
※募集していない住宅に申込みをされた場合や重複して申込みをされた場合は、失格となりますのでご注意ください。

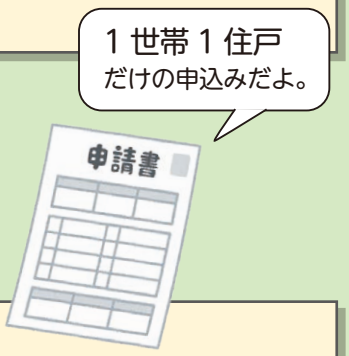

Step2　申込用紙の記入

●15～16ページの**「申込用紙記入例」**を参考に、同封の申込用紙に消えない黒のボールペンで記入していきます。
※14ページの「抽選に際しての優遇措置」の対象となっている場合は、必ず申込用紙の該当する番号に○印を付けてください。

●申込用紙下部の**郵便ハガキ（抽選番号票、抽選結果通知書の２枚）**に受取先の住所・氏名を記入し、85 円切手をそれぞれに貼ります。

Step3　郵送

●申込用紙と必要書類を**専用封筒**に入れ、140円切手を貼って郵送します。
申込期間最終日の郵便消印が有効となりますのでご注意ください。

申込資格確認フローチャート（あなたは申込資格がありますか？）

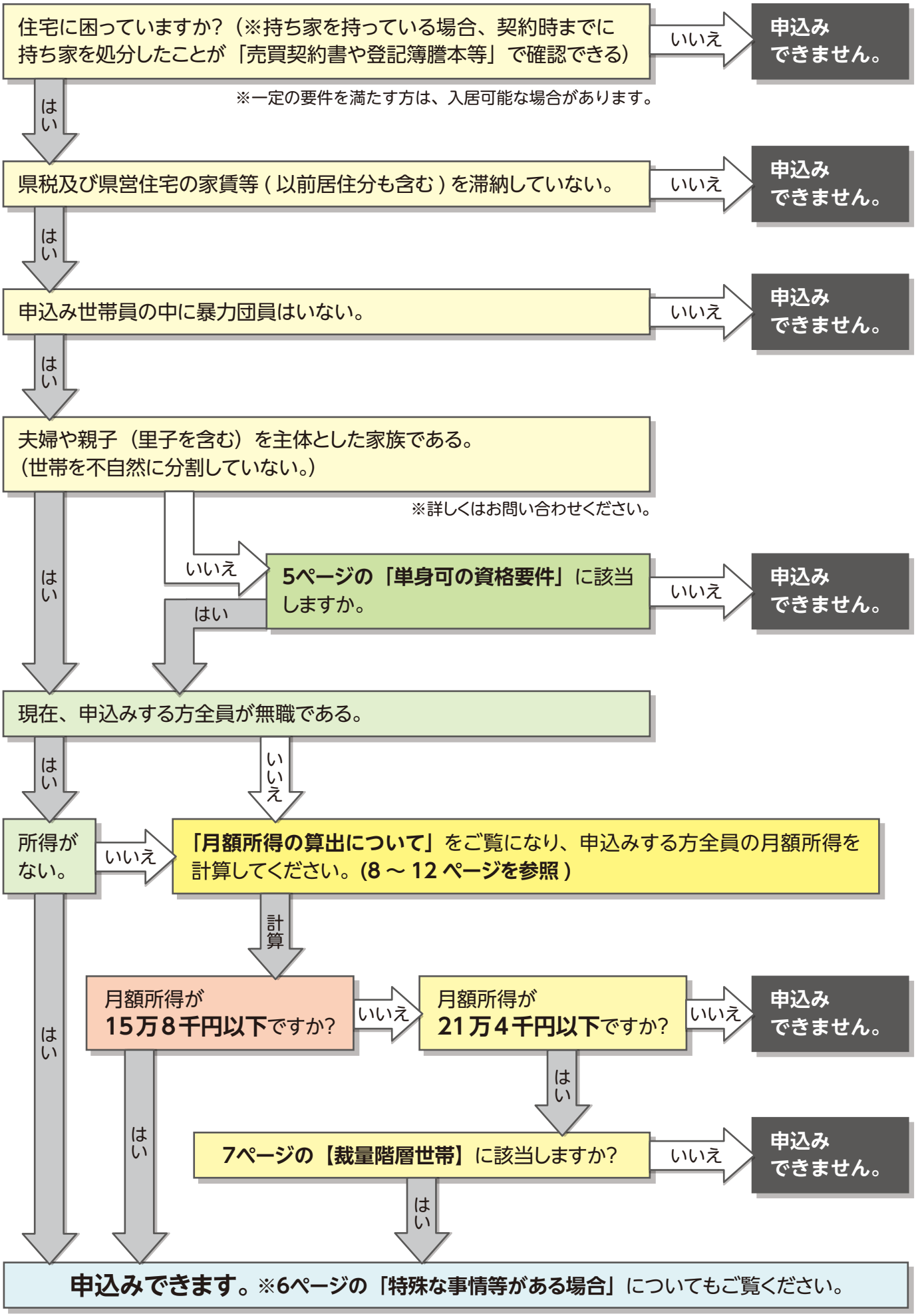

県営住宅の資格要件（募集区分）

共通の資格要件	1　現在、住宅に困っていること。
	2　県税及び県営住宅の家賃等（以前居住分も含む）を滞納していないこと。
	3　同居する親族等がいること。（ただし、単身可の住宅もありますので下記を参照願います。）
	4　入居者及び同居予定親族が暴力団員ではないこと。
	5　月額所得が**15万8千円以下**であること。（裁量階層※は**21万4千円以下**）※7ページを参照願います。

募集区分	募集区分の説明と申込みできる方の要件（申込日現在）
一般向	共通の資格要件に該当される方であれば申込みできます。
単身可	単身者が申込みできる住宅です。 ※3LDK 以下の型式または 60 ㎡未満の床面積の住宅に限ります。 ※定期募集住宅一覧表の住宅名に★印のついている住宅は単身入居の資格要件を満たしていなくとも応募できます。
	《単身入居の資格要件》 1　満 60 歳以上の方 2　生活保護を受けている方 3　配偶者からの暴力被害者の方 4　障害等がある方 (1) 障害のある方　①身体障害者手帳（1 ～ 4 級）②精神障害者保健福祉手帳（1～3 級）③療育手帳（A～B 判定） ④障害福祉サービス受給者証・特定疾患医療受給者証の交付を受けている方。 または交付を受ける程度の方。 (2) その他の方　①戦傷病者 ②原子爆弾被爆者 ③5 年未満の引揚者 ④ハンセン病療養所入所者等 ②・③に該当する世帯の方は入居後に常時の相談体制や緊急時における医療機関等への連絡等の地域における支援が可能であることが入居の前提となります。
若年者割　当	高齢者が多く、**防災体制及び自治会活動の強化**のために、若年者に限定して募集している住宅です。
	1　夫婦（婚約者可）を含む世帯で、夫婦の合計年齢が 80 歳未満の世帯であること。 2　入居にあたり、地域防災研修会等を受講され自治会等の防災担当役員等に就任するなど、防災活動及び自治会活動等に積極的に参加できる方であること。
子育て世帯向住　宅	次の特定の要件に該当される世帯に限定して募集している住宅です。
	18歳（満18歳を迎えた年度末まで）以下の子がいる世帯。
特　別割　当	次の特定の要件に該当される世帯に限定して募集している住宅です。
	1　母子・父子世帯・・・児童扶養手当証書、母子・父子医療費受給者証等の書類写しの添付が必要。 戸籍上配偶者がなく、現に20歳未満の子を扶養している世帯。
	2　老人世帯・・・年齢確認ができる書類の写しの添付が必要。（住民票，保険証等） 満 65 歳以上で構成される世帯（ただし、65 歳未満の配偶者、または 18 歳未満の方を含んでも良い。）
	3　重度の障害がある方を含む世帯・・・障害者手帳または療育手帳の写しの添付が必要。 (1) 身体障害者手帳（1 ～ 2 級） (2) 精神障害者保健福祉手帳（1 級） (3) 療育手帳（A 判定）
多家族向指定	多家族要件のいずれかに該当される方が申込みできる住宅です。 ※多家族向要件に該当しなくなった場合は住宅を転居していただくことになります。
	1　入居しようとする世帯員が 5 人以上であること。 2　入居しようとする世帯員が4人以上で満18歳（満18歳を迎えた年度末まで）以下の子を含む、または3世代以上を構成していること。
シルバーハウジング	段差の解消や生活援助員の配置、緊急通報システム等を整備した高齢者向けの住宅です。 （所得に応じた利用負担金〈最高で月額 4,900 円〉が別途必要です。） ※石巻渡波住宅の緊急通報システム利用は、通信会社と固定電話使用の契約が必要となります。
	1　単身（満 60 歳以上）で申込みされる方（1LDK・2DK のみ） 2　2 人以上で申込みされる方は、一方が満 60 歳以上の夫婦、または満 60 歳以上の方のみで構成される 2 人以上の世帯（兄弟等の民法上の親族関係にあること。）
身体障害者向（車椅子）	段差の解消、埋め込み浴槽等の車椅子を使用している方に配慮した住宅です。身体障害者手帳の交付を受け、車椅子を使用している方がいる場合に申込みができます。・・・障害者手帳の写しの添付が必要。 **（ケア付き住宅〈柴田槻木住宅〉の場合、利用負担金〈最高で月額 26,000 円〉が別途必要です。）** ※身体障害者向要件に該当しなくなった場合は住宅を転居していただくことになります。
事故等	住宅内で以前に事件や事故等によって空家になった後、一定期間募集を停止していた住宅です。事故等の内容を公社へ確認のうえ、お申込みされるようお願いします。・・・応募要件は一般向けと同様です。

県営住宅の資格要件（特殊な事情等がある場合）

※単身の方、あるいは離婚後単身になる方は、前ページの「単身可の住宅における資格要件」に該当することが必要です。

特殊な事情等がある場合の申込み要件（申込日現在）
1　現在持ち家を所有している場合
入居契約日前までに現在の持ち家を「売買契約書や登記簿謄本等」で処分したことが確認できる場合に申込みできます。
2　これから結婚を考えている方の場合
入居契約日前までに婚約者の方と「入籍」できる方であれば申込みできます。
3　内縁の夫または妻と申込みをする場合
入居契約時までに住民票で事実婚が確認できる方（未届出の夫・妻と記載）で、戸籍謄本でも他に婚姻関係が無いことを確認できる方であれば申込みできます。
4　これから離婚を考えている方の場合
入居契約日前までに次のいずれかの証明書類を提出できれば申込みできます。 (1) 戸籍謄本（離婚が確定する場合） (2) 裁判所発行の「事件係属証明書」（離婚訴訟等の場合） (3) 弁護士が発行する離婚協議中の証明書
5　18 歳未満で申込みをする場合
申込みに親権者等の同意が必要となります。 同居しようとする者として子がいる場合で、かつ、入居の申込みをするに当たって法定代理人の同意が得られているとき
6　兄弟姉妹だけで申込みをする場合
申込みできます。
7　現在、無職の方が申込みをする場合
申込みできます。
8　他県に住んでいる方が申込みをする場合
申込みできます。 （申込用紙等が必要な方は、320円切手を貼り付けた返信用封筒（角2判）を公社宛に送付してください。）
9　現在県営住宅や市町村営住宅に住んでいる方が申込みをする場合
次の①～⑥のいずれかの世帯になった場合申込みできます。 ① 世帯員が 5 人以上になった場合 ② 世帯員が 4 人以上になった場合で満 18 歳（満18歳を迎えた年度末まで）以下の子を含む場合、または 3 世代以上を構成している場合 ③ 世帯分離（子の結婚等）のために住宅が必要となった場合 ④ 現在別居している親と同居する場合 ⑤ シルバーハウジングや身体障害者向（車椅子）住宅に希望する場合 ⑥ 通勤や通院に 1 時間 30 分以上要するか、又は 50km 以上の距離がある場合



県営住宅の資格要件（所得基準）

県営住宅に申込みをする場合には、
「直近年の控除後の月額所得が 15 万 8 千円以下」
でなければ申込みできません。

控除後の月額所得は8～12ページの「月額所得の算出」で計算します。

しかし、裁量階層世帯の場合は、入居所得基準額が緩和されます。

裁量階層世帯･･･次の世帯については、21万4千円以下で申込めます。

1　高齢者世帯

(1) 満 60 歳以上の単身の方
(2) 満 60 歳以上の方で構成された世帯
（18 歳未満の方を含んでも良い）

2　子育て世帯

(1) 小学校就学前の子供がいる世帯

3　障害のある方等を含む世帯

(1) 障害のある方がいる世帯
①身体障害者手帳（1 ～ 4 級）
②精神障害者保健福祉手帳（1 ～ 2 級）
③療育手帳（A ～ B 判定）
④障害福祉サービス受給証・特定疾患医療受給者の交付を受けている方を含む世帯。
または交付を受ける程度の方を含む世帯。
(2) その他
①戦傷病者　②原子爆弾被爆者　③5 年以内の引揚者　④ハンセン病療養所入所者等



収入分位と家賃のランク･･･県営住宅の家賃は月額所得に応じて決定されます。

階　層	月 額 所 得	収入分位	家賃ランク
一般階層（裁量階層以外の世帯）	0円～104,000円	1	A
	104,001円～123,000円	2	B
	123,001円～139,000円	3	C
	139,001円～**158,000円**	4	D
裁量階層	158,001円～186,000円	5	E
	186,001円～**214,000円**	6	F

月額所得の算出について

入居申込みをする場合の対象となる月額所得は、入居する方全員の一年間の所得(賞与を含む)の合計額から公営住宅法上の控除を行った額を12か月で割ることにより得られます。
あなたの世帯の現在の収入を確認し、月額所得計算の方法により計算してください。

Step1　入居世帯の所得（年額）を計算する。

給与収入の方	給料・俸給・賃金・賞与等の支給された金額（残業手当・家族手当・皆勤手当等を含む。）
年金収入の方	厚生年金・共済年金・国民年金等の課税対象となる年金又は恩給の支給された金額
事業収入等の方 （給与・年金以外）	事業所得・配当所得・不動産所得等の所得（収入から必要経費を差し引いたもの。） 保険の外交・個人（企業）年金の給付金など
注意 !! 計算の対象とならない収入	1　遺族年金・障害年金・生活保護の各扶助費・通勤手当の非課税額・求職者給付金（失業保険）児童扶養手当・子ども手当などの課税対象とならない収入については、「0 円」とみなします。 2　入居契約日前までに退職する場合の収入については「0 円」とみなします。 3　入居資格確認日の時点で、支給額が 1 か月に満たない収入は「0 円」とみなします。

計算してみよう
（9 ～ 12 ページをご覧ください。）

	給与収入の方	年金収入の方	事業収入等の方（給与・年金以外）	合　計
申込者本人の所得	円	円	円	円
同居親族 (A) さんの所得	円	円	円	円
同居親族 (B) さんの所得	円	円	円	円
同居親族 (C) さんの所得	円	円	円	円
合計	円	円	円	❶　円

Step2　控除額（世帯の状況）を計算する。

控除の種類	控　除　の　内　容	控　除　額　の　計　算
1 人につき		
a 親族控除	同居する親族（申込本人は除く）及び遠隔地扶養親族	38 万円 ×(　　) 人＝　　円
b 特定扶養親族控除	扶養親族（配偶者は除く）及び遠隔地扶養親族のうち満 16 歳 以上 23 歳未満の方	25 万円 ×(　　) 人＝　　円
c 障害者控除	障害者手帳（身体・精神・療育）の交付がされている方がいる場合　※特別障害者控除対象者を除く	27 万円 ×(　　) 人＝　　円
d 特別障害者控除	重度の障害のある方がいる場合 （身体 1 ～ 2 級、精神 1 級、療育 A 判定）	40 万円 ×(　　) 人＝　　円
e ひとり親控除	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない一定の方※1で、生計を一にする子※2がいる方で、合計所得金額が500万円以下である方 ※1 配偶者の生死が明らかでない一定の方としてどのような場合が認められるのかについては、別途お問い合わせください。 ※2 この場合の子は、総所得金額等が58万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族となっていない方に限られます（子の年齢に制限はありません）。	35 万円 ×(　　) 人＝　　円 ※「h 振替基礎控除」を控除後の所得が 35 万円未満のときはその金額
f 寡婦控除	次の①または②のいずれかに当てはまる方で、ひとり親控除の対象ではない方 ① 夫と離婚した後婚姻していない方で、扶養親族がおり、合計所得金額が500万円以下の方 ② 夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない一定の方※1で、合計所得金額が500万円以下の方 ※1 夫の生死が明らかでない一定の方としてどのような場合が認められるのかについては、別途お問い合わせください。	27 万円 ×(　　) 人＝　　円 ※「h 振替基礎控除」を控除後の所得が 27 万円未満のときはその金額
g 老人扶養控除 老人配偶者控除	満 70 歳以上の同一生計配偶者あるいは扶養親族がいる場合	10 万円 ×(　　) 人＝　　円
h 振替基礎控除	給与所得または公的年金に係る雑所得（給与所得等）を有する方	10 万円 ×(　　) 人＝　　円 ※給与所得等が 10 万円未満のときはその金額
合計 (a＋b＋c＋d＋e＋f＋g＋h)		❷　円

※災害等で被害を受けたことにより「雑損失の繰越控除」がある方は、同様に控除の対象となりますので、申込む前に公社へ御相談ください。

Step3　月額所得を計算する。

（世帯所得の合計 ❶　円 － 控除額の合計 ❷　円）÷12 か月＝ 月額所得　円

所得計算の方法

給与収入の方　●現在の勤務先(パート・アルバイトを含みます)にいつから勤めていますか?

現在の勤務先に令和6年12月以前に就職し、現在まで勤務しているとき。

現在の勤務先に令和7年1月以後に就職し、現在まで勤務しているとき。

●勤務先発行の令和７年分源泉徴収票

①

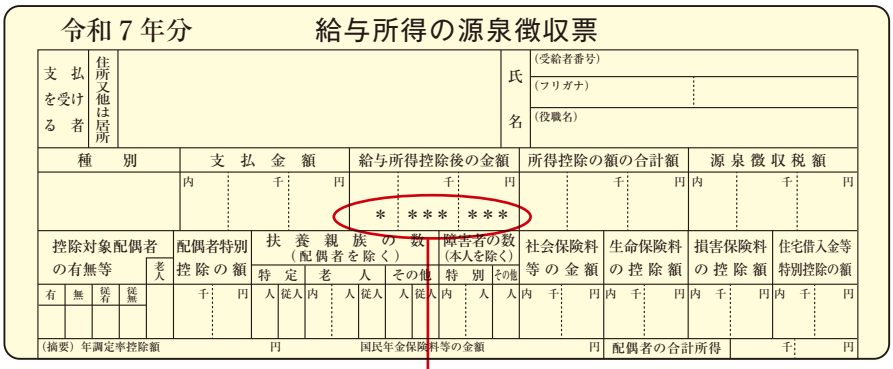

令和７年分　　給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所		氏名 (受給者番号) (フリガナ) (役職名)

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	内　千　円	千　円 ＊　＊＊＊　＊＊＊	千　円	内　千　円

控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数（配偶者を除く）				障害者の数（本人を除く）			社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
有 無 従有 従無 老人	千　円	特定 人	従人	老人 内 人	従人	その他 人	従人	特別 内 人	その他 人	内　千　円	内　千　円	内　千　円	内　千　円

（摘要）年調定率控除額　円　国民年金保険料等の金額　円　配偶者の合計所得　千　円

円（1年間の所得）

→ 8ページ所得へ（給与収入の方）

●市町村発行の令和７年分の総所得額を記載してある証明書（②③いずれかで確認してください）

②

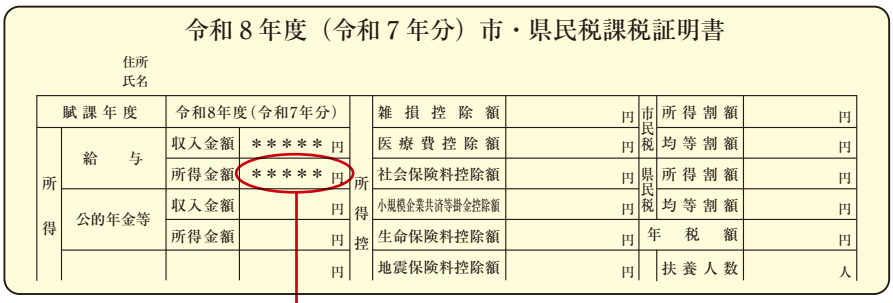

令和８年度（令和７年分）市・県民税課税証明書

住所
氏名

賦課年度		令和8年度(令和7年分)						
所得	給与	収入金額	＊＊＊＊＊円	所得控	雑損控除額	円	市民税	所得割額 円
		所得金額	＊＊＊＊＊円		医療費控除額	円		均等割額 円
	公的年金等	収入金額	円		社会保険料控除額	円	県民税	所得割額 円
		所得金額	円		小規模企業共済等掛金控除額	円		均等割額 円
			円		生命保険料控除額	円	年税額	円
					地震保険料控除額	円	扶養人数	人

円（1年間の所得）

→ 8ページ所得へ（給与収入の方）

③

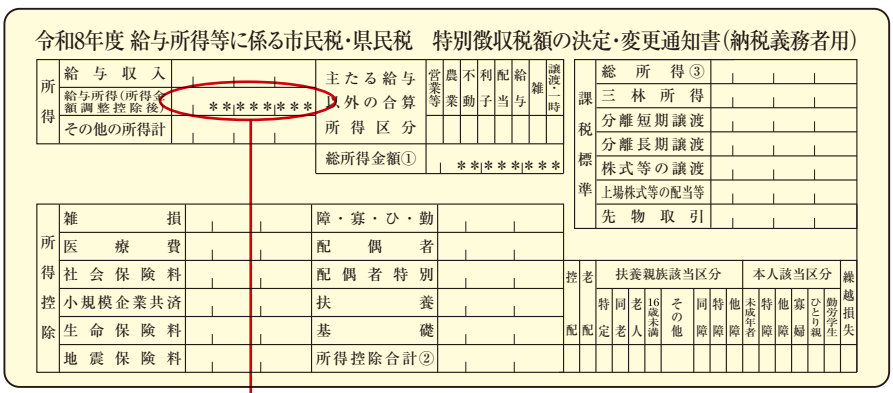

令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税　特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動	利子	配当	給与	雑	譲渡・一時
	給与所得(所得金額調整控除後)	＊＊＊＊＊＊＊＊									
	その他の所得計		総所得金額①	＊＊＊＊＊＊＊＊							

課税標準	
総所得③	
三林所得	
分離短期譲渡	
分離長期譲渡	
株式等の譲渡	
上場株式等の配当等	
先物取引	

所得控除			
雑損		障・寡・ひ・勤	
医療費		配偶者	
社会保険料		配偶者特別	
小規模企業共済		扶養	
生命保険料		基礎	
地震保険料		所得控除合計②	

控配	老配	扶養親族該当区分								本人該当区分					繰越損失
		特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦	ひとり親	勤労学生

円（1年間の所得）

→ 8ページ所得へ（給与収入の方）

給与収入の方

●勤務先発行の給与等支払証明書

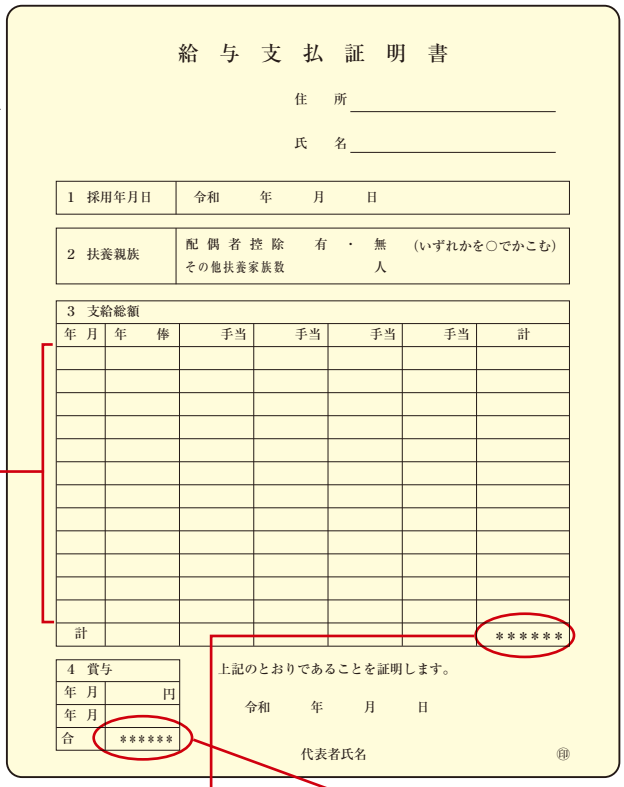

給　与　支　払　証　明　書

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　採用年月日	令和　　年　　月　　日
2　扶養親族	配偶者控除　有・無　(いずれかを○でかこむ) その他扶養家族数　　人

3　支給総額

年月	年俸	手当	手当	手当	手当	計
計						******

4　賞与	
年月	円
年月	
合	******

上記のとおりであることを証明します。

令和　　年　　月　　日

代表者氏名　　㊞

この用紙は仮当選後申込者に郵送します。

計算での注意

・金額のなかで1か月分に満たない月は除いて計算してください。
・非課税分の通勤手当は除いて下さい。

※年金と給与収入の両方がある方はお問合せください。

＿＿＿円 ÷ ＿＿＿か月 × 12か月 ＋ ＿＿＿円(賞与) ⇨ (年間給与収入金額) ＿＿＿円

記入してある月数です。

次に年間給与収入金額から年間総所得金額を計算します。

※　年間給与収入金額から、年間総所得金額を計算する方法

年間給与収入金額	年間総所得金額	
～　650,999円 以下	0円	
651,000円 以上 ～ 1,899,999円 以下	年間給与収入金額　－　650,000円	
1,900,000円 以上 ～ 3,599,999円 以下	年間給与収入金額　÷　4(1,000円未満切捨て)＝A	A×2.8－　80,000円
3,600,000円 以上 ～ 6,599,999円 以下		A×3.2－440,000円
6,600,000円 以上 ～ 8,499,999円 以下	年間給与収入金額　×　0.9　－　1,100,000円	
8,500,000円 以上	年間給与収入金額　－　1,950,000円	

⇩

＿＿＿円 (1年間の所得)

→ 8ページ所得へ(給与収入の方)

事業収入の方　●現在の事業をいつから始めましたか？

令和6年12月以前から事業を始めたとき。

令和7年1月以後に事業を始めたとき。

●令和７年分の所得税の確定申告書の控

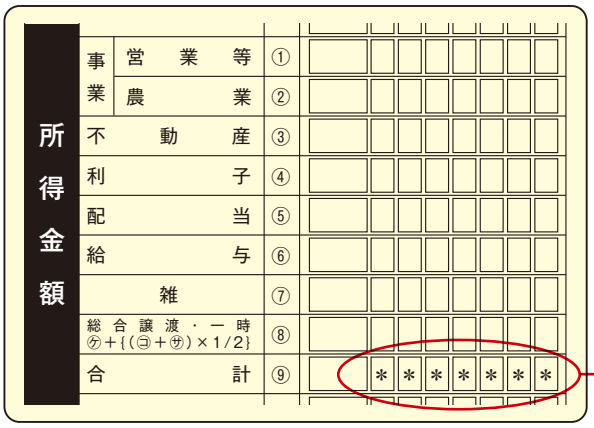

所得金額			
	事業	営業等	①
		農業	②
	不動産		③
	利子		④
	配当		⑤
	給与		⑥
	雑		⑦
	総合譲渡・一時 ㋐＋{(㋑＋㋒)×1/2}		⑧
	合計		⑨

⑨ ＊＊＊＊＊＊＊

→ 円（1年間の所得）

→ 8ページ所得へ（事業収入の方）

●収支明細書（事業所得者用）

☆収支明細書は、募集月の前月までの12か月間（12か月にならないときは今の仕事を始めてから募集月の前月までの期間）について自分で記入します。

ここに注意

・実績の金額ですから１円の単位まで正確に記入してください。
・認められる支出の項目は、確定申告において税法上必要経費として認められるものに限ります。
・明細書の内容について、書類を確認する場合があります。

計算での注意

・金額のなかで、１か月分に満たない月は除いて計算してください。
・事業を開始した日が最近で、まだ１か月分に満たない場合は０円として計算してください。
・1年間の所得で１円未満は切捨ててください。



収支明細書
（事業所得者用）

1　事業及び事業内容	
2　事業所の所在地	
3　事業開始年月日	令和　年　月　日

［月別収支内訳］

	収入の部			支出の部				差引純利益（イ－ロ）
			計（イ）				計（ロ）	
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
※月								
計								＊＊＊＊＊＊

→ ※募集の前月が最後の月になります。

記入してある月数です。

円 ÷ □ か月 × 12か月 = 円（1年間の所得）

→ 8ページ所得へ（事業収入の方）

年金収入（非課税）の方

①障害の名称のつく次の年金 障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金	非課税のため算定の対象にはなりません。 （収入として扱いません）
②遺族の名称がつく次の年金 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金	
③母子の名称がつく次の年金 母子年金・準母子年金	
④そのほか次のような年金 遺児年金・寡婦年金・老齢福祉年金	

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給を支給されている方

●いつから支給されていますか?

令和6年12月以前から支給されている方

令和7年1月以後から支給されている方

2か月に1度の支給金額×6

●公的年金等の源泉徴収票

令和７年分　公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所							
	氏名							
種別	支払金額				源泉徴収税額			
年金	＊＊＊＊●●●,●●● 円				＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊0 円			
扶養控除等申請書の提出		本人			控除対象配偶者の有無等			
有	無	特別障害者	その他の障害者	老年者	有	無	老人控除対象配偶者の有無	
							有	無
	＊							
扶養親族の数			障害者の数（本人以外）		社会保険料の金額（介護保険料額）			
特定	老人	その他	特別	その他				
人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	＊＊＊＊●●●,●●● 円			
支払を受ける者の年金の種別					支払を受ける者の生年月日			

※源泉徴収票を使用される方は右の計算式で計算してください。
※２種類以上の年金を支給されている方は、それぞれの支払金額を合計して、右の計算式で計算してください。

●所得算出表

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額 (A)	所得金額になおす計算式
年齢 65 歳以上の方	110万円以下	0円
	1,100,001円以上～330万円未満	(A)−110万円
	330万円以上～410万円未満	(A)×0.75−27万5,000円
	410万円以上～770万円未満	(A)×0.85−68万5,000円
	770万円以上～1,000万円未満	(A)×0.95−145万5,000円
年齢 65 歳未満の方	60万円以下	0円
	600,001円以上～130万円未満	(A)−60万円
	130万円以上～410万円未満	(A)×0.75−27万5,000円
	410万円以上～770万円未満	(A)×0.85−68万5,000円
	770万円以上～1,000万円未満	(A)×0.95−145万5,000円

（1年間の所得）

円

8ページ所得へ（年金収入の方）

月額所得の算出例（ふたつのケース）

ケース１ 給与収入の方

夫（45 歳）･･･令和２年から現在の勤務先に勤務
妻（42 歳）･･･令和７年３月から現在のパート先に勤務
子（17 歳）･･･高校生
子（13 歳）･･･中学生

Step1 入居世帯の所得（年額）を計算する

夫･･･令和６年 12 月以前から勤務しているので、P9「令和７年分源泉徴収票」を参照
① 給与所得控除後の金額が 260 万円であることを確認

妻･･･令和７年１月以降に就職しているので、P10「勤務先発行の給与等支払証明書」を参照
① 例えば４か月分の給与の合計が 40 万円（通勤手当含まない）、賞与が３万円である場合
② 年間給与収入金額を算出する計算式により、40 万円 ÷4 か月 ×12 か月＋3 万円 =123 万円と算出
③ 年間給与収入金額から、年間総所得金額を計算する方法により、123 万円－65 万円 =58 万円と算出

世帯所得の合計　夫 260 万円＋妻 58 万円 =**318 万円①**

Step2 控除額を計算する

夫･･･振替基礎控除 10 万円
妻･･･親族控除 38 万円、振替基礎控除 10 万円
子 (17 歳)･･･親族控除 38 万円、特定扶養控除 25 万円
子 (13 歳)･･･親族控除 38 万円

控除額の合計　親族控除38万円×3人+特定扶養控除25万円+振替基礎控除10万円×2人=159万円②

Step3 月額所得を計算する

（世帯所得の合計 318 万円① － 控除額の合計 159 万円②）÷12 か月＝ 月額所得 132,500 円

家賃ランクはCとなります。

ケース２ 年金収入の方

夫（71 歳）･･･令和２年から厚生年金と障害年金（身体障害３級）を受給
妻（65 歳）･･･令和７年３月から国民年金を受給

Step1 入居世帯の所得（年額）を計算する

夫･･･令和６年 12 月以前から厚生年金を受給しているので、P12「公的年金等の源泉徴収票」を参照
① 厚生年金の支払金額が 312 万円と確認
② 障害年金は、所得の計算に含まないことから「0 円」
③ 年齢に注意し、所得算出表（満 65 歳以上）より、312 万円 -110 万円 =202 万円と算出

妻･･･令和７年１月以降から国民年金を受給しているので、「支払通知書等」を参照
① 2 か月毎の支給額が 10 万円であることを確認
② 計算式より、10 万円（2 か月毎支給額）×6=60 万円
③ 所得算出表（65 歳未満）から年齢区分を確認し、60 万円→0 円

世帯所得の合計　夫 202 万円＋妻 0 円 =**202 万円①**

Step2 控除額を計算する

夫･･･障害者控除 27 万円、振替基礎控除 10 万円
妻･･･親族控除 38 万円

控除額の合計　親族控除 38 万円＋障害者控除 27 万円＋振替基礎控除 10 万円 =75 万円②

Step3 月額所得を計算する

（世帯所得の合計 202 万円① － 控除額の合計 75 万円②）÷12 か月＝ 月額所得 105,833 円

家賃ランクはBとなります。 （P7参照）

抽選に際しての優遇措置（当選率の引き上げ）について

【特に居住の安定を図る必要がある世帯に対する優遇措置】 **＋1**

次の優遇対象世帯に対しては、抽選番号がひとつ多く割り当てられます。
（優遇対象世帯の項目に複数該当されても、抽選番号は２つになります。）



世帯区分		要件	備考
優遇対象世帯	1 母子・父子世帯	戸籍上配偶者が無く(死別･離婚未婚)現に20歳未満の子を扶養している世帯 (ただし、現在、児童扶養手当証書･母子父子医療費受給者証がない場合は該当しない。手続中の場合も、該当しない。)	申込用紙の抽選優遇資格確認欄の該当する箇所を○で囲んでください。 なお特別割当･シルバーハウジング･身体障害者向(車椅子)は優遇措置の対象外となります。
	2 障害者世帯	身体障害者手帳(1～4級)･精神障害者保健福祉手帳(1～3級)･ 療育手帳(A～B判定)の交付又は障害福祉サービス受給者証･ 特定疾患医療受給者証の交付を受ける程度の方を含む世帯	
	3 高齢者世帯	満60歳以上の方のみで構成される世帯(ただし、60歳未満の配偶者、 または18歳未満の方を含んでもよい。)	
	4 生活保護受給世帯	申込日現在、生活保護を受給している世帯	
	5 子育て世帯	18歳（満18歳を迎えた年度末まで）以下の子がいる世帯。	
	6 配偶者等からの暴力被害者	配偶者等からの暴力被害者で、保護施設等で保護を受けているか、保護を受けた後又は裁判所で保護命令を出されてから5年を経過していない方、女性相談支援センター等から保護に関する証明書等が発行されている方など	
	7 犯罪被害者等	犯罪により従前の住宅に居住することが困難になったことが明らかで、次のいずれかに該当することが客観的に証明される方 ① 犯罪により収入が減少し生活維持が困難となった方 ② 現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために該当住宅に居住し続けることが困難となった方	
	8 戦傷病者世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている方(特別項症～第6項症、第1款症)、ハンセン病療養所へ入所されている方、原子爆弾被爆者、5年未満の引揚者	

【多数回落選世帯への優遇措置】 **＋1**

同一申込者で10回以上落選している世帯には、抽選番号がひとつ多く割り当てられます。
（したがって優遇対象世帯で10回以上落選している場合、抽選番号は最大の3つになります。しかし、仮当選を放棄したり、斡旋の辞退をすると多数回落選による優遇措置は０カウントになりますのでご注意願います。）

申込用紙に落選ハガキの写しまたは登録失効通知の写しを合わせて10枚分のり付け添付してください。

落選された方の名簿登録

抽選で落選した方を名簿登録します。（※1・※2）
名簿登録の方につきましては、仮当選の方が辞退した場合等に名簿順に斡旋を行います。（※3）

※1　登録順番は仮当選番号の次の番号から連番で番号を付します。
※2　登録の有効期限は次回定期募集月の前月1日までとなります。
※3　斡旋する住宅については定期募集で募集した住宅(部屋)と異なる場合があります。また、その場合は住戸内の仕様(設備等)階数や家賃額が異なる場合があります。

連番制による抽選方式

名簿登録を行うため、連番制による抽選方式としています。

【募集戸数2戸に対し申込者が10名(抽選番号①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩)の場合】
抽選により出玉③がでた場合
仮当選者は③④となり、次に⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②の連番順で名簿登録します。

県営住宅申込用紙 記入例

別紙「定期募集住宅一覧表」から選定のうえ、申込みされる住宅の区分にチェックを付けてください。

今までに申込みをした回数を記入してください。初めて申込みする方は○で囲んでください。

希望された住宅の募集階数の中から選んでください。（「定期募集住宅一覧表」に記載している募集階を選んでください。）

障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方、必ず記入してください。

募集申込年月	令和 8 年12月定期募集分	希望階数	フリガナ ミヤギ タロウ	性別	連絡先電話番号
募集住宅の区分	☑一般 □シルバーハウジング □子育て世帯向 □身体障害者向 □多家族向指定 □特別割当 □若年者割当 □事故等 (□単身可)	1 階	申込者氏名 宮城 太郎	☑男 □女	(自宅) 022-224-00△△ (携帯) 080-1234-56△△ (会社) 022-211-32△△
申込住宅・型式	住宅名: 支倉 / 型式: 3LDK	住民票住所	〒980-0011 仙台市青葉区○○三丁目1番20号 △△アパート101号室		入籍予定日： 年 月 日
階段昇降支障（○で囲んでください）	(有) 氏名 宮城 秋子 (無)	希望郵送先	〒989-2424 岩沼市早股○○丁目5番 佐藤様方 宮城 太郎		日本以外の国籍 ： ( )
今回を含めた申込回数	(初めて) 5 回目	現在の住居状況	□戸建借家 ☑アパート(賃貸マンション) □UR・公社住宅 □雇用促進 □持ち家(所有者名) □その他 □県市町村営住宅(名義人) □仮設(みなし含)住宅	間取り 2DK	家賃額 60,000 円

入居する親族	フリガナ 氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	勤務先名	採用年月日	退職年月日	所得の種類（○で囲んでください）	所得額	控除の種類（○で囲んでください）	控除額	障害の種別 等級
	(フリガナ) ミヤギ タロウ / (氏名) 宮城 太郎	本人	(男)・女	昭和 49.8.12	52	(株)上杉会計事務所	H21.1.24		(給与)・年金 事業	375 万円	特障 特扶 老扶 (普障) ひとり親 寡婦 (振替)	10 万円	
	(フリガナ) ミヤギ アキコ / (氏名) 宮城 秋子	妻	男・(女)	昭和 54.10.5	47	無職		H23.8.31	給与・年金 事業	万円	(親族) 特扶 老扶 (普障) 特障 ひとり親 寡婦 振替	65 万円	身体 3級
	(フリガナ) ミヤギ ハルオ / (氏名) 宮城 春夫	長男	(男)・女	平成 20.9.24	18	高校生			給与・年金 事業	万円	親族 (特扶) 老扶 普障 特障 ひとり親 寡婦 振替	63 万円	
	(フリガナ) ミヤギ ナツコ / (氏名) 宮城 夏子	長女	男・(女)	平成 23.7.20	15	中学生			給与・年金 事業	万円	(親族) (特障) ひとり親 寡婦 振替	78 万円	療育 A
	(フリガナ) / (氏名)		男・女						給与・年金 事業	万円	親族 特扶 老扶 普障 特障 ひとり親 寡婦 振替	万円	
	(フリガナ) / (氏名)		男・女						給与・年金 事業	万円	親族 特扶 老扶 普障 特障 ひとり親 寡婦 振替	万円	
遠隔地扶養	(フリガナ) / (氏名)		男・女						給与・年金 事業	万円	親族 特扶 老扶 普障 特障 ひとり親 寡婦 振替	万円	

遠隔地にいる大学生の子などの同居しない扶養者がいる場合、その方も控除に加えることができます。

抽選優遇資格確認欄	該当する番号を○で囲んでください。（番号に○印が無い場合は、優遇措置を受けられません。）
1. 母子・父子世帯	戸籍上配偶者がなく（ 年 月に死別・離婚・未婚）現に20歳未満の子を扶養している世帯（ただし、現在、児童扶養手当証書・母子父子医療費受給者証がない場合は該当しない。手続中の場合も、該当しない。）
(2.) 障害者世帯	身体障害者手帳（1～4級）・精神障害者保健福祉手帳（1～3級）・療育手帳（A～B判定）の交付又は障害福祉サービス受給者証・特定疾患医療受給者証の交付を受ける程度の方を含む世帯
3. 高齢者世帯	満60歳以上の方のみで構成される世帯（ただし、60歳未満の配偶者、または18歳未満の方を含んでもよい。）
4. 生活保護受給世帯	申込日現在、生活保護を受給している世帯
(5.) 子育て世帯	18歳（満18歳を迎えた年度末まで）以下の子がいる世帯
6. 配偶者等からの暴力被害者	配偶者等からの暴力被害者で、保護施設等で保護を受けているか、保護を受けた後又は裁判所で保護命令を出されてから5年を経過していない方、女性相談支援センター等から保護に関する証明書等が発行されている方など
7. 犯罪被害者等	犯罪により収入が減少し生活維持が困難となった方や現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために該当住宅に居住し続けることが困難となった方
8. 戦傷病者等世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている方。ハンセン病療養所へ入所されている方。原子爆弾被爆者。5年未満の引揚者
9. 多数回落選世帯	10回以上定期募集で落選等している。（落選等した通知書のコピーを添付してください。）

住宅に困っている理由	①世帯所得額計 375 万円	②控除額計 216 万円
(該当する番号を1つ○で囲んでください。)	① － ② ＝ ③（年間総所得額） 159 万円	
1. 収入に比し過大な家賃の支払いを余儀なくされている。	③ ÷ 12 ＝ 132,500 円（月額所得額）	
2. 居住困難な同居または間借りをしている。		
3. 婚約中であるが住宅がなく結婚ができない。		
4. 正当な立ち退き要求を受け適当な立ち退き先がないため。		
(5.) 家族が増えて現在の住宅では狭い。		
6. 現在の住宅の環境が著しく悪い。		
7. その他の理由で困っている。		
(住宅に困っている理由を具体的に記入してください。)		
子供たちも成長し、2DKでは狭くなったため		

裁量階層	一般階層	家賃ランク	月額所得額
		□ A	0 ～ 104,000 円
		□ B	104,001 ～ 123,000 円
		☑ C	123,001 ～ 139,000 円
		□ D	139,001 ～ 158,000 円
		□ E	158,001 ～ 186,000 円
		□ F	186,001 ～ 214,000 円
			214,001 円以上は，申込みできません。

抽選優遇世帯に該当され、抽選優遇を希望される方は該当する番号を○で囲んでください。

入居契約日前までに退職する場合や入居資格確認日時点支給額が1か月に満たない場合は「0円」で計算することができます。

8～13ページを参照して、所得額を記入してください。

8ページを参照して、控除の種類を○で囲み額を記入してください。

※赤枠の中のみ記入してください。

〈当選された方への書類送付用〉
※封筒に入れてお送りします。

希望する受取先住所、氏名をご記入ください。

※・特別割当住宅を申込む方
・身体障害者向(車椅子)住宅を申込む方
・多数回落選等で優遇措置を受けられる方は、県営住宅申込用紙裏面に証明書の添付が必要となります。

〈抽選番号票・抽選結果通知書〉

85円切手を２枚必ず貼ってください。

希望する受取先住所、氏名をはっきりと記入してください。
(現住所と違うところでも、かまいませんので、郵便物が確実に届く場所を記入してください。)

定期募集住宅一覧表をご覧になって申込みをされる住宅の区分･住宅名･型式を記入してください。

※単身での申込の場合は「単身可」住宅のみとなりますので、定期募集住宅一覧表でご確認ください。

※浴室及び浴槽等の有無を定期募集住宅一覧表でご確認のうえお申込みください。

9 8 9-2 4 2 4

岩沼市早股〇〇丁目５番

佐藤様方

氏名　宮城　太郎　様

切りとらないでご提出ください

郵便はがき

85円切手を貼ってください。

9 8 9-2 4 2 4

住所　岩沼市早股〇〇丁目５番

氏名　佐藤様方　宮城　太郎　様

令和８年12月募集　抽選結果通知書

募集住宅の区分	一般向		
申込住宅名	支　倉　住宅	型式	3LDK

抽選番号		公社受付印
	(優遇)	
	(多落)	

仮当選
名簿登録(空き待ち)　されましたのでお知らせいたします。

仮当選順位		名簿登録順位	

9 8 9-2 4 2 4

岩沼市早股〇〇丁目５番

佐藤様方

氏名　宮城　太郎　様

切りとらないでご提出ください

郵便はがき

85円切手を貼ってください。

9 8 9-2 4 2 4

住所　岩沼市早股〇〇丁目５番

氏名　佐藤様方　宮城　太郎　様

令和８年12月募集　抽選番号票

募集住宅の区分	一般向		
申込住宅名	支　倉　住宅	型式	3LDK

抽選番号		公社受付印
	(優遇)	
	(多落)	

※「優遇」もしくは「多落」世帯の方は抽選番号が2つになります。

※「優遇」で「多落」世帯の方は抽選番号が3つになります。

主な市町の県営住宅分布図

仙台市

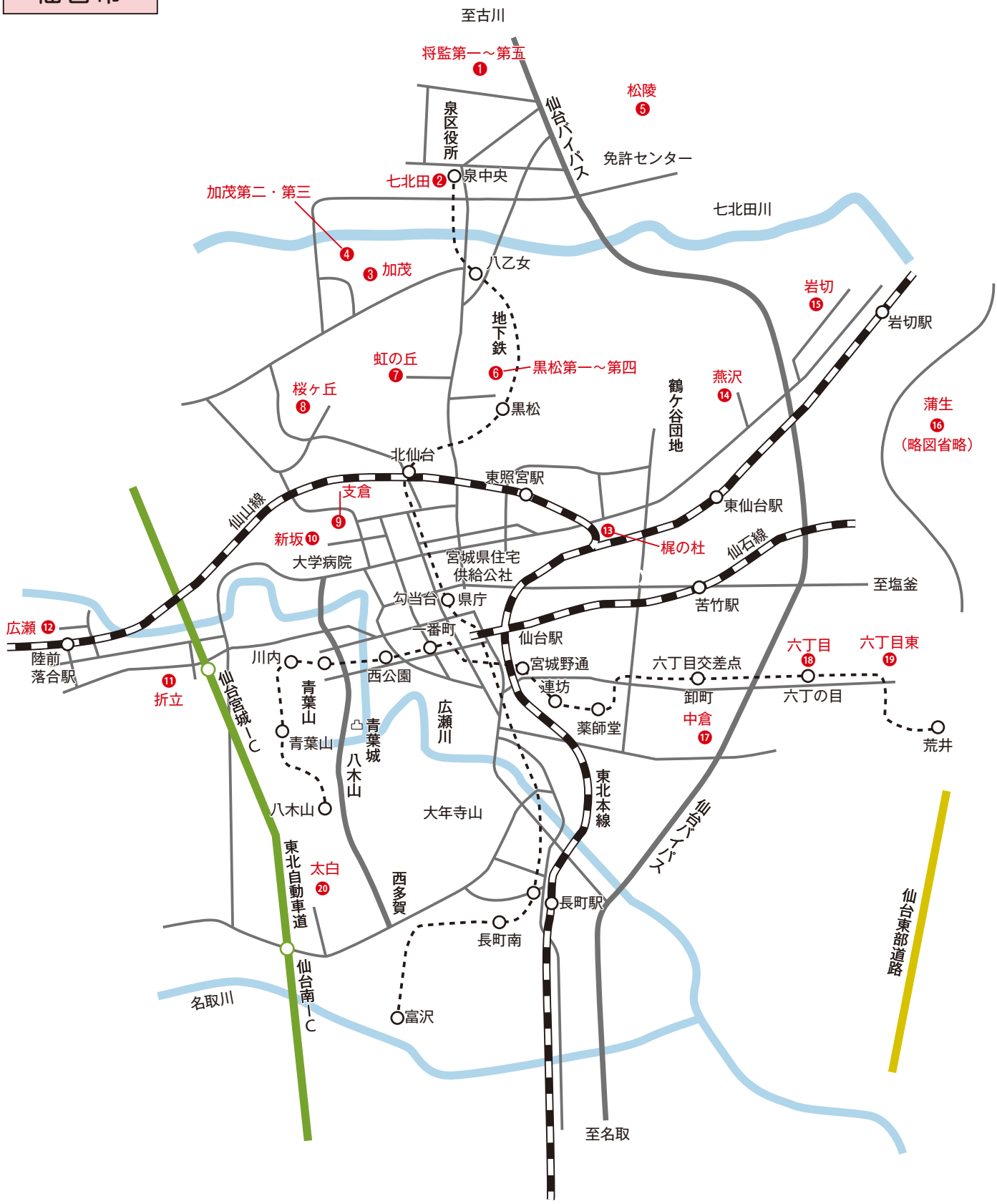

岩沼市

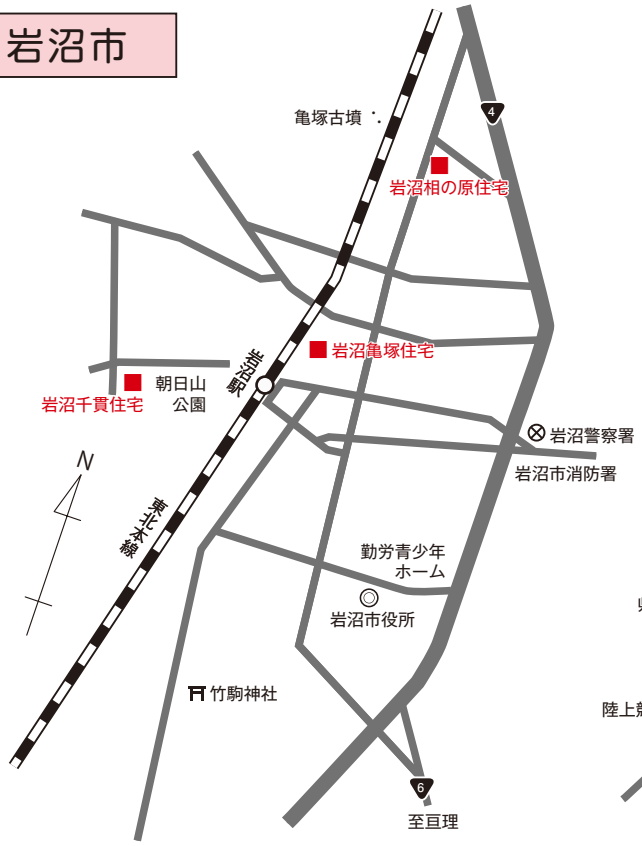

名取市



塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町



石巻市

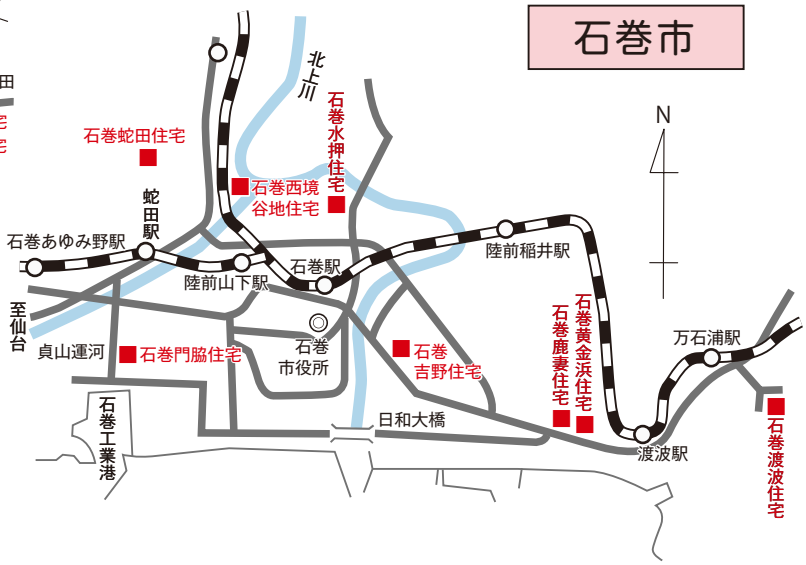

最終チェックリスト（投函の前にもう一度ご確認ください）

募集月	募集区分	申込住宅名	形式	エレベータの有無	駐車場の有無	浴槽等の有無	申込人数	月額所得	家賃ランク
6月				有・無	有・無	有・無			
9月				有・無	有・無	有・無			
12月				有・無	有・無	有・無			
3月				有・無	有・無	有・無			

チェック

- ☐ 1. 提出する「①申込用紙 ②抽選番号票 ③抽選結果通知書」の赤枠内を漏れなく記入した。
- ☐ 2. 上記②、③のハガキ 2 枚に 85 円切手をそれぞれに貼った。
- ☐ 3. 申込資格要件（募集区分等）を再確認した。（P5）
- ☐ 4. 重大なルール違反（家賃滞納・ペット禁止）や契約時に必要な手続き（敷金）等を再確認した。

※[該当者] は以下もチェックして下さい。

チェック

- ☐ 5. ［単身可住宅］に申込むので、資格要件を確認した。（P5）
- ☐ 6. ［特別割当住宅］に申込むので、申込みに必要な証明書を申込用紙裏面にのり付け添付した。（P5）
- ☐ 7. ［抽選優遇］を受けるにあたって、その資格を確認し申込書の該当箇所を○で囲んだ。
- ☐ 8. ［多数回落選の抽選優遇］のため、落選ハガキ等 10 枚の写しを申込用紙裏面にのり付けした。

■ アクセス（抽選会場）

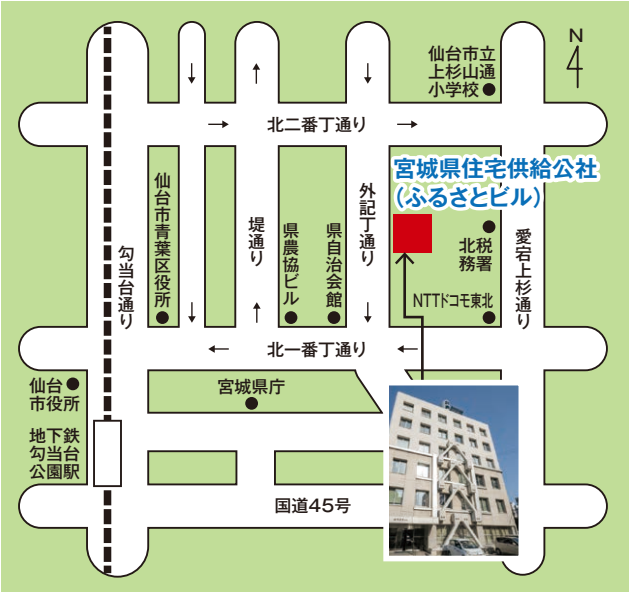

■ お問合せ先

宮城県住宅供給公社（ふるさとビル）

〒980-0011
仙台市青葉区上杉一丁目1番20号



☎(022)224−0014
・・・入居管理課（8時30分~17時15分）
【24時間テレホンサービス(テープ再生)】
☎(022)213-1861

ホームページ
URL　https://www.miyagi-jk.or.jp/
FAX　(022) 262-4277

宮城県住宅供給公社　東部支社
石巻市東中里一丁目11番2号
☎(0225)85-0296（8時30分~17時15分）

※県営住宅の詳細については、ホームページをご覧下さい。

県営住宅応募の手引き　配布場所

①宮城県住宅供給公社 入居管理課　②宮城県住宅供給公社 東部支社　③各県合同庁舎
④各ハローワーク　⑤仙台市各区役所・総合支所窓口　⑥仙台市役所市民のへや
⑦仙台市各証明発行センター　⑧県内各市町村役場

※ 各募集期間中の土日祝日は、①宮城県住宅供給公社（ふるさとビルのみ）で配布しています。